

現況届提出のお願い

独立行政法人農業者年金基金

現況届は、年金受給権者の方が年金を受給する資格があるか否かについて、農業者年金基金法の定めるところにより、毎年1回確認するものです。

同封の現況届用紙の氏名欄に署名し、生年月日、住所を記入のうえ、平成30年6月中に、農業委員会に提出してください。

農業委員会は、あなた様の住所地の市区町村役場内にあります。

なお、期限内に提出がなかった場合は11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いを差し止めさせていただくこととなりますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。

※現況届用紙は機械で読み取ります。用紙を汚したり折り曲げたりしないようご注意ください。

【よくあるお問い合わせ】

- ◎ 現況届は市区町村役場の支所や出張所に提出できますか？
→市区町村役場の支所、出張所に直接ご確認ください。
- ◎ 現況届を農業委員会まで持って行けない場合は？
→農業委員会に郵送先などについて、ご確認ください。
- ◎ 記入を間違った場合は？
→間違ったところは、二本線を引き、余白に書き直してください。訂正印は不要です。
- ◎ 用紙を紛失したり、汚してしまった場合は？
→農業委員会に置いてある「手書き用現況届」をお使いください。
- ◎ 受給権者の方がお亡くなりになっている場合は？
→現況届の提出は不要です。死亡届等の手続きをお近くのJA（農業協同組合）で行ってください。
- ◎ 住所変更をした場合は？
→現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出してください。また住所変更の手続きをお近くのJA（農業協同組合）で行ってください。
- ◎ 東日本大震災で被災し、一時避難中の場合の提出先は？
→農業者年金基金にご登録いただいている住所地の農業委員会となります（郵送でも受け付けます。）。

裏面もご覧ください